

## 介護給付費適正化事業見直しに伴う「介護給付費通知」の終了について

### 【概要】

年4回、サービス利用者に対して通知していた「介護給付費通知」は、令和5年度をもって終了します。

#### 1. 介護給付費通知について

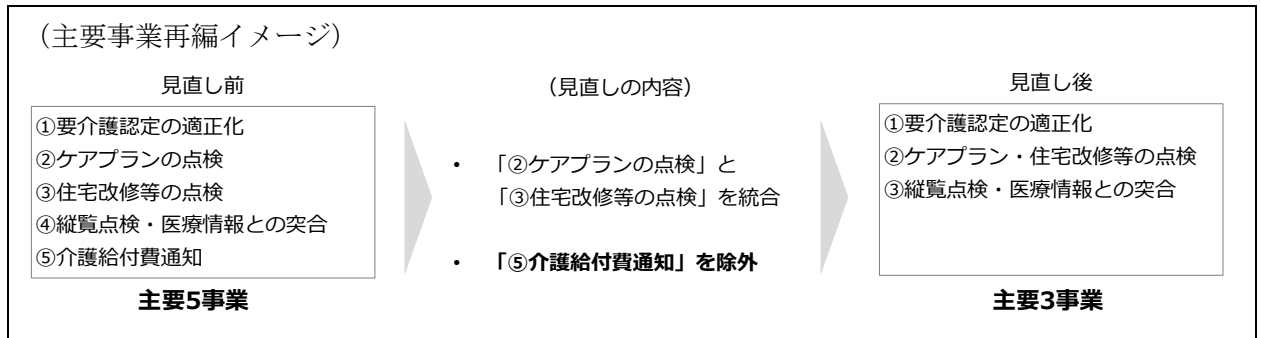
厚生労働省指針に基づき、介護保険適正化に向けて保険者が取り組むべき主な事業（給付適正化主要事業）として位置づけられた事業。

#### 2. 介護給付費通知の目的

サービス利用者に対し、「利用したサービスの種類」「サービスの回数」「利用者負担額」等を通知し、介護給付の適正化を促す。

#### 3. 国の方針

国の専門部会での意見を踏まえ、給付適正化主要事業を再編。介護給付費通知は「費用対効果が見込みづらい」として主要事業から除外。



#### 4. 県内他市の状況

栃木県13市（那須塩原市を除く）のうち、令和5年度で終了する自治体は「9市」。

#### 5. 本市の状況

介護認定者数の増加に伴い介護給付費も増加。

→介護給付費通知によって、介護給付費が抑えられているとは言い難い状況。

#### 6. 今後の方針

国の方針、県内市の状況及び本市の給付状況を総合的に勘案し、令和5年度をもって終了。